

令和5年12月津山市議会定例会

議 案 書

議案等 番号	件名	ページ 数
議案 第47号	津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	5
議案 第48号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	7
議案 第49号	津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する条例	9
議案 第50号	ふれあいサロン条例の一部を改正する条例	11
議案 第51号	津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	15
議案 第52号	新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための公の施設の利用等の特例に関する条例の一部を改正する条例	21
議案 第53号	津山市加茂町文化センター条例の一部を改正する条例	23
議案 第54号	阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例の一部を改正する条例	27
議案 第55号	小型低床ノンステップバスの購入について	29
議案 第56号	財産の処分について	31
議案 第57号	損害賠償の額を定めることについて	33
議案 第58号	損害賠償の額を定めることについて	35
議案 第59号	損害賠償の額を定めることについて	37
議案 第60号	指定管理者の指定について	39
議案 第61号	指定管理者の指定について	41
議案 第62号	指定管理者の指定について	43
議案 第63号	指定管理者の指定について	45
議案 第64号	指定管理者の指定について	47
議案 第65号	指定管理者の指定について	49
議案 第66号	指定管理者の指定について	51
議案 第67号	指定管理者の指定について	53

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津山市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び」を「、」に改め、「又は第3項」を削り、「特定個人情報」の次に「及び同条第3項の利用特定個人情報」を加え、同条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項の規定による特定個人情報」を「第2項の規定による特定個人情報の利用又は前項の規定による利用特定個人情報」に改め、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の
免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債
務の免除に関する条例（平成元年津山市条例第6号）の一部を次のように改
正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(津山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 津山市下水道事業の設置等に関する条例（平成29年津山市条例第3
5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」
に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を
改正する条例

津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成27年津山市
条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項第
6号中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「同条第9項若しくは第
10項」を「同条第9項から第11項まで」に改める。

第7条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中
「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ふれあいサロン条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

ふれあいサロン条例の一部を改正する条例

ふれあいサロン条例（平成17年津山市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とし、第8条を第5条とする。

第9条の見出し及び同条第1項中「利用」を「使用」に改め、同条を第6条とする。

第10条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「利用許可」を「使用許可」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に、「利用許可」を「使用許可」に改め、同条を第7条とする。

第11条を削る。

第12条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第8条とする。

第13条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第9条とする。

第14条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同条を第10条とする。

第15条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用許可」を「使用許可」に改め、同項第1号及び第2号中「利用許可」を「使用許可」に改め、同項第3号中「第9条第3項各号」を「第6条第3項各号」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第11条とする。

第16条を第12条とする。

第17条第1項中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「第15条第1項」を「第11条第1項」に、「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第13条とする。

第18条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同条を第14条とする。

第19条を削り、第20条を第15条とする。

別表第1中「（第10条・第11条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同表の備考第1項中「利用時間」を「使用時間」に改め、同備考第2項中「利

用した」を「使用した」に改め、同備考第3項中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前のふれあいサロン条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津山市国民健康保険条例（昭和44年津山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の3各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに」に改める。

第11条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第13条の8各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第13条の17各号列記以外の部分中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第16条第1項中「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第19条の3第1項に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若

しくは同条第5項各号」に改める。

第19条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第19条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の9又は第13条の12」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるもの

とする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の18」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の21」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第13条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第13条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の9又は第13条の12」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第6項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の18」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第13条」とあるのは「第13条の21」と読み替えるものとする。

第23条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第23条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期

間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための公の施設の利用等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための公の施設の利用等の特例に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための公の施設の利用等の特例に関する条例（令和2年津山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「新型コロナウイルス」を削る。

第1条中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに規定する感染症（次条において「感染症」という。）」に改める。

第2条中「新型コロナウイルス」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

付則中「及び第4条」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための公の施設の利用等の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により準用する第3条の規定に基づき使用料又は利用料金の還付の特例を受ける者については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

津山市加茂町文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

津山市加茂町文化センター条例の一部を改正する条例

津山市加茂町文化センター条例（平成19年津山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とし、第7条を第4条とする。

第8条の見出し及び同条第1項中「利用」を「使用」に改め、同条を第5条とする。

第9条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「利用許可」を「使用許可」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に、「利用許可」を「使用許可」に、「利用後」を「使用後」に、「利用する」を「使用する」に改め、同条を第6条とする。

第10条を削る。

第11条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第7条とする。

第12条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第8条とする。

第13条第1項中「利用者」を「使用者」に、「利用に」を「使用に」に、「を利用」を「を使用」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第9条とする。

第14条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同条を第10条とする。

第15条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「利用許可」を「使用許可」に改め、同項第1号及び第2号中「利用許可」を「使用許可」に改め、同項第3号中「第8条第3項各号」を「第5条第3項各号」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第11条とし、第16条を第12条とする。

第17条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同条を第13条とする。

第18条（見出しを含む。）中「利用者」を「使用者」に、「利用に」を「使用に」に改め、同条を第14条とする。

第19条第1項中「利用者」を「使用者」に、「利用を」を「使用を」に、「第15条第1項」を「第11条第1項」に、「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第15条とする。

第20条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同条を第16条とし、第21条を第17条とする。

別表第1中「(第9条・第10条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表第1項の表中「利用時間」を「使用時間」に、「利用日」を「使用日」に改め、同表の備考第1項中「利用する」を「使用する」に改め、同備考第3項及び第4項中「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同表第2項の表の備考第1項中「利用許可時間」を「使用許可時間」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前に、改正前の津山市加茂町文化センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例の
一部を改正する条例

阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例（平成17年
津山市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条・第10条関係）

区分	単位	金額
和室（バス・トイレ付、10畳）	1人1泊	8,800円
和室（バス・トイレ付、7.5畳）	1人1泊	7,700円
ドミトリー	1人1泊	6,600円

備考 利用時間は、15時から翌日の10時までとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の阿波地域農産物等活用型総合交流促進施設「あば交流館」条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

小型低床ノンステップバスの購入について

ごんごバス加茂線で使用する小型低床ノンステップバスを購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年津山市条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 購入物件 | 小型低床ノンステップバス |
| 2 購入数量 | 1台 |
| 3 購入機種 | 2DG-HX9JLCE |
| 4 購入価格 | 20,887,310円 |
| 5 契約の相手方 | 津山市津山口259番地
岡山日野自動車株式会社津山支店
支店長 浅雄 農 |

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

財産の処分について

次のとおり財産を売却したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年津山市条例第6号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 土地 |
| 2 | 財産の所在地 | 津山市戸島地内 |
| 3 | 財産の面積 | 7,999平方メートル |
| 4 | 売却予定価格 | 94,313,029円 |
| 5 | 契約の相手方 | 大阪府吹田市江坂町一丁目23番5号
株式会社タケックス・ラボ
代表取締役 岡田 久幸 |

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市有地の管理の瑕疵による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方

津山市在住者

2 事故の概要

令和 5 年 1 月 31 日午前 11 時 25 分頃、阿波地内の公園の樹木の枝が積雪等で落下したことにより、相手方の墓石等を破損したものである。

3 損害賠償額

1, 305, 700 円

令和 5 年 11 月 27 日提出

津山市長 谷 口 圭 三

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市有地の管理の瑕疵による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方

津山市在住者

2 事故の概要

令和5年1月31日午前11時25分頃、阿波地内の公園の樹木の枝が積雪等で落下したことにより、相手方の墓石等を破損したものである。

3 損害賠償額

3,492,500円

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市有地の管理の瑕疵による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方

兵庫県姫路市在住者

2 事故の概要

令和 5 年 1 月 31 日午前 11 時 25 分頃、阿波地内の公園の樹木の枝が積雪等で落下したことにより、相手方の墓石等を破損したものである。

3 損害賠償額

4,650,250 円

令和 5 年 11 月 27 日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定について

加茂町福祉センターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市加茂町小中原143番地
加茂町福祉センター
- 2 指定する団体
津山市山北520番地
社会福祉法人津山市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定について

高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市加茂町小中原143番地
高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」
- 2 指定する団体
津山市山北520番地
一般財団法人津山市都市整備公社
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定について

津山圏域雇用労働センターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市山下92番地1
津山圏域雇用労働センター
- 2 指定する団体
津山市山下92番地1
津山広域事務組合
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定について

津山市三世代研修宿泊施設の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市加茂町中原516番地1
津山市三世代研修宿泊施設（ウッディハウス加茂）
- 2 指定する団体
津山市山北520番地
一般財団法人津山市都市整備公社
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定について

津山文化センターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市山下68番地
津山文化センター
- 2 指定する団体
津山市山下68番地津山文化センター内
公益財団法人津山文化振興財団
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定について

道の駅久米の里の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市宮尾563番地1
道の駅久米の里
- 2 指定する団体
津山市宮尾563番地1
有限会社アグリ久米
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定について

奥津川ラビンの里の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市奥津川867番地
奥津川ラビンの里
- 2 指定する団体
高知県高岡郡中土佐町大野見神母野652番地
J P T ・ T o u r s ・ J a p a n 株式会社
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定について

黒木キャンプ場の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市加茂町黒木646番地9
黒木キャンプ場
- 2 指定する団体
津山市山下97番地1
公益社団法人津山市観光協会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

津山市長 谷口圭三